学校生活の手引き

令和７年度



静岡県立浜松江之島高等学校

〒430-0844 静岡県浜松市中央区江之島町630番地の1 TEL : 053-425-6020 FAX : 053-425-6026

HRNO 氏名

|  |  |
| --- | --- |
| **目** | **次** |
| 校章の由来・教育目標・校訓（飛翔三訓） ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ | 2 |
| 校歌 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥**第１編 生徒心得** | 3 |
| 第１章 | 校内生活 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ | 4 |
| 第２章 | 校外生活 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ | 6 |
| 第３章 | 身だしなみ　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ | 6 |
| 第４章 | アルバイト ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ | 7 |
| 第５章 | 交通関係‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ | 8 |
| 第６章 | 部活動 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ | 9 |
| 第７章 | 選挙年齢引き下げに伴う対応‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ | 10 |

**第２編 生徒会会則**

第１章 総則（第１条～第５条） ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 11第２章 機関（第６条） ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 11第３章 本部役員（第７条～第 10 条） ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 11第４章 生徒総会（第 11 条～第 15 条） ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 12第５章 生徒評議会（第 16 条～第 22 条） ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 12第６章 ホームルーム会議（第 23 条～第 26 条） ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 13第７章 本部（第 27 条～第 30 条） ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 13第８章 専門委員会（第 31 条～第 35 条） ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 13第９章 特別委員会（第 36 条～第 39 条） ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 14第10章 選挙管理委員会（第 40 条～第 41 条） ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 14第11章 部活動（第 42 条～第 46 条） ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 14第12章 会計（第 47 条～第 51 条） ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥15 　　　第13章 会則の改正　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　15付則　　　　　　　　　　　　　　 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 15

**第３編 選挙管理委員会細則**

第１章 総則（第１条～第４条） ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 16第２章 選挙管理委員会（第５条～第９条） ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 16第３章 選挙権・被選挙権（第 10 条～第 12 条） ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 16第４章 候補者（第 13 条～第 15 条） ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 17第５章 選挙運動（第 16 条～第 20 条） ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 17第６章 投票（第 21 条～第 23 条） ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 17第７章 開票（第 24 条～第 26 条） ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 18第８章 当選者（第 27 条～第 30 条） ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 18第９章 解職（第 31 条～第 36 条） ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 18第10章 辞任（第 37 条～第 38 条） ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 19第11章異議の申し立て（第 39 条～第 40 条） ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 19付則 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 19

# 校章の由来

ひしょう ちな

校訓「飛翔三訓」（高く、まっすぐに、たくましく羽ばたけ）に因んで、三つの翼を環状に結び、校訓を真髄としながら、和衷協同の精神を象徴的に表現したものである。

# 教育目標

1. 知性と情操の調和的発達を図り、普遍的な教養と豊かな創造力を養う。
2. 友愛の第一義を育み、和衷協同の精神を培う。
3. 強健な身体と、強じんな精神を養う。

# 校訓（飛翔三訓）

1. 『高く羽ばたけ』 知性と創造力を抱いて
2. 『まっすぐに羽ばたけ』 信義を重んじ、目標に向って
3. 『たくましく羽ばたけ』 己に負けず、身体に汗して

# 校 歌

（飛 翔 賦）



**第１章 生徒心得**

生徒は、「知性と情操の調和的発達を図り、普遍的な教養と豊かな想像力を養う、友愛の第一義を育み、和衷協同の精神を培う、強健な身体と、強じんな精神を養う。」と掲げた本校の教育目標を十分に理解し、明るく秩序ある学校の構築を常に心掛ける。

第１節 校内生活

１　登下校・欠席・忌引・遅刻・早退・外出

（１）生徒は、８時25分の「朝のＳＨＲ」開始時前に、各自のHR教室で着席する。

（２）欠席（忌引等も含む）、又は遅刻をする場合は、その旨保護者を通じて楽メまたは電話で連絡する。

（３）朝読書の開始時刻から帰りのSHR終了時までは、許可なく校外に出ない。やむを得ず外出又は早退する場合は、HR担任等に申し出て許可を得る。

（４）放課後、生徒の校舎棟及び実習棟の使用は、平日午後４時45分までとする。それ以降に校舎を使用する場合は、関係職員の許可を得る。

（５）忌引日数

※生計を一にする場合

（生計を一にしない場合は3日）

（注）葬祭が遠隔地である場合は、実際に要し

た往復日数を加算することができる。

|  |  |
| --- | --- |
| 死亡した場合 | 期間 |
| 父母 | ７日 |
| 兄弟姉妹　※ | ５日 |
| 祖父母 | ３日 |
| 伯（叔）父母、曽祖父（母） | １日 |

２平日通常の日課については、以下の日課表のとおりとする。

ＳＨＲ　　　　　８：２５　～　　８：３５

　　朝読・ＳＳ　　　８：３０　～　　８：４５

　　第１時限　　　　８：５０　～　　９：４０

　　第２時限　　　　９：５０　～　１０：４０

　　第３時限　　　１０：５０　～　１１：４０

　　第４時限　　　１１：５０　～　１２：４０

　　昼休み　　　　１２：４０　～　１３：２５

　　第５時限　　　１３：２５　～　１４：１５

　　第６時限　　　１４：２５　～　１５：１５

　　清掃　　　　　１５：１５　～　１５：３０

　　ＳＨＲ　　　　１５：３０　～

３　授業

（１）授業開始のチャイムが鳴る前に、授業教室への移動を済ませる。

（２）授業中は真摯な態度で臨み、むやみに席を移動したり、許可なく入退室したりしない。

（３）やむを得ず授業を欠課する場合は、ＨＲ担任及び教科担当に申し出てその許可を受ける。

４　マナー・所持品・貴重品の管理

（１）教職員及び来校者に対して、常にすがすがしい挨拶と明瞭で丁寧な言葉遣いを心掛ける。

（２）身分証明書は、常に携帯する。なお、以下の状況が発生した場合は、直ちに所定の手続きを行う。

　ア　記載事項に変更があった場合は、直ちに身分証明書を添えて「身上変更届」を作成し、ＨＲ担任に提出する。

　イ　紛失した場合は、「身分証明書再発行願」を作成し、ＨＲ担任に提出する。

（３）所持品には全て記名をし、各自で責任を持って管理する。貴重品については、特に注意を払い、常にＨＲ担任へ預けることを心掛ける。

（４）学習活動・学校生活に不要な金銭や物品を持ち込まない。

（５）所有物を遺失・紛失した場合、又は拾得物を見つけた場合は、直ちにＨＲ担任又は生徒保健課職員へ申し出るとともに、「遺失・紛失届」、又は「拾得届」を作成し、生徒保健課に提出する等の手続きを行い、指示に従う。

（６）スマートフォン、タブレット等の情報通信機器（以下、情報通信機器とする）については、以下に定める利用規程を順守する。

　ア　携帯電話は、登校後速やかに電源を切ってＨＲの貴重品ロッカーに入れ施錠保管し、放課後まで所持、使用を禁止する。なお、放課後は校舎内での所持を認めるが、使用は校舎外とする。

タブレットは、電源を切りＨＲの個人ロッカーに施錠をして管理する。

　イ　授業で使用する場合は、教員から指示された場所で使用する。

　ウ　使用禁止時間帯等に使用が発覚した場合は、直ちに教員に預け、指示に従う。

　エ　定期テスト中や単元テスト中の教室持込み及び使用が発覚した場合は、指導を受ける。

５　施設設備の利用

（１）学習環境を良好に維持するため、常に教室を清潔に保ち、整理整頓を心掛ける。

（２）机の中に私物を放置しない。

（３）誰もが快適に利用できるように、施設設備の使用には十分な注意を払い、使用後は現状復帰に努

める。

（４）施設設備を破損した場合は、直ちにＨＲ担任又は生徒保健課職員にその状況を報告するとともに

「施設・設備等破損届」作成し、ＨＲ担任等に提出する。

６　その他

（１）集会・文書発行・掲示等については生徒保健課に申し出をした上で、許可及び指示を受ける。

第３章 身だしなみ

どの学年、時期においても、本校生徒としての誇りを持ち、就職・進学を問わず面接試験に行

くことができる身だしなみを原則とする。

１　制服着用規程

天候や体調に応じ、学校指定の（上衣）ブレザー・ネクタイ・リボン・セーター・ベスト、（下衣）ズボン・スカートを各自の判断で組み合わせて着用する。（ポロシャツは単体で着用）

* 1. セーター、ブレザーを着用する際は必ずネクタイまたはリボンを着用する。
	2. ワイシャツ（ブラウス）のみ、ワイシャツ（ブラウス）とベストの組み合わせの

場合は、ネクタイまたはリボンの着用をしてもよい。

* 1. 式典等の場合は学校から指示した組み合わせのものを着用する。

第２章 校外生活

１　品位を保ち、本校生徒の誇りを持って行動する。

２　モラル･マナー等の社会常識を身に付け、社会のルールを順守し、公序良俗に努める。

３　『静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例』の趣旨を理解し、節度ある行動を心掛ける。

（１）夜間外出は、原則午後10時までとする。午後11時以降の深夜外出はしない。

（２）麻雀荘・パチンコ店・居酒屋などの高校生に相応しくない場所へは出入りしない。

４　『未成年者飲酒禁止法』及び『未成年者喫煙禁止法』の趣旨を理解し、飲酒・喫煙等は絶対にしない。

５　校内外を問わず、金銭や物品の貸借はしない。

６　事件、事故が発生又はその恐れがある場合は、直ちに学校へ報告・相談する。

７　友人宅等への外泊はしない。やむを得ず外泊する場合は、必ず保護者等の了解を得る。

８　祭典許可地域に居住する生徒が祭典に参加する場合は、各地区の祭典規約を順守し、祭典本部の指示に従って行動する。

９　宿泊旅行を計画する場合は、保護者等の承認を得て学校に「旅行許可願」を提出する。

10　学割証の発行を希望する場合は、「旅行許可願」を作成しＨＲ担任に提出する。ただし、修学上の経済的負担の軽減、及び学校教育の振興に寄与することを目的とした制度の趣旨から、その発行は、原則として次の目的をもって旅行する必要があると認められた場合に限る。

（１）実験実習などの正課の教育活動

（２）学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動

（３）就職又は受験のための通学等

（４）学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加

（５）傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理

（６）保護者の旅行への随行

11　登山・キャンプ・集会等への参加を計画している場合は、「校外活動参加計画書」を提出すること。

第４章 アルバイト

１　規程事項

　土・日・祝日及び長期休業中のアルバイトは、以下に示す【アルバイト許可条件】を満たす者とする。また、許可された者は【アルバイトに関する規定】を順守する。規定に反した場合は、許可を停止、又は取り消すことがある。

【アルバイト許可条件】

（１）「アルバイト許可願」が提出され、許可を得ている。

（２）保護者等がその必要性を認めている。

（３）部活動顧問の承認を得ている。

（４）原則としてテスト1週間前よりテスト終了までの期間は禁止する。

（５）学業成績、生活態度に問題がない。

　　　ア　夏季休業中のアルバイトは、１学期末の成績において成績不振科目が有る者は許可をしない。

　 イ　２学期期間中のアルバイトは、1学期末の成績において成績不振科目が有る者は許可をしない。

　　　ウ　冬季休業中のアルバイトは、２学期末の成績において成績不振科目が有る者は許可をしない。

　　　エ　３学期期間中のアルバイトは、２学期末の成績において成績不振科目が有る者は許可しない、または許可を停止する。

　　　オ　学年末の成績や成績不振科目又は出席不良科目を有した者は、春季休業中の許可はしない。

　　カ　年度末で未修得単位を有した者は、次年度のアルバイト許可はしない。

　　　キ　頭髪や服装が正しい身だしなみの状態を維持できない場合は、許可しない。

（６）問題行動による指導を受けていない。問題行動による指導を受けた場合、一定の許可停止期間を設ける。

（７）高校生のアルバイトとしてふさわしい業務内容である。

　　 遊興施設、溜まり場的施設及び酒類の提供を主とする飲食店での接客業は禁止する。

（８）従事する時間は労働基準法に準ずる実働可能時間内で、午後８時までとする。

（９）１年次については、夏季休業から許可の対象とする。

（10）長期休業中のアルバイトは、休業期間に限る。

（11）アルバイト実施中に、学業、生活態度又は部活動に問題が生じた場合は、許可を取り消す。

２　アルバイト許可の手続き（手順）

（１）アルバイト希望先の事業所（会社）に学校側の許可条件を守ることに同意してもらう。

（２）保護者等の承認を得る。

（３）「アルバイト許可願」を提出する。

　　　・部活動顧問→ＨＲ担任→学年主任→生徒保健課アルバイト担当→生徒指導主事→教頭

３　アルバイト許可証の交付

審査で認められた生徒は、生徒保健課アルバイト担当から許可証の交付を受ける。

許可証が交付されるまで、アルバイトを行なわない。

第５章 交通関係

１　生徒は、交通ルールを順守し、常に交通安全に心掛ける。

２　事故又は違反行為があった場合は、直ちにその詳細を学校に報告し、生徒保健課の指示を受ける。

被害・加害のいずれの場合でも、「交通事故報告書」を作成し、生徒保健課に提出すること。

３　自転車通学は、以下に示す【自転車通学許可条件】を満たす者に限る。また、許可された者は道路

　　交通法に加え、【自転車通学に関する規定】を順守する。これらに対する重大な違反があった場合、

又は軽微であっても違反が度重なり、指導後の改善が見られない場合は許可を取り消すこともあ

る。

【自転車通学許可条件】

（１）「自転車通学許可願」が提出され、許可を受けている者。

（２）防犯登録をしていること。

（３）自転車保険に加入のこと。（2019年10月１日より義務化）

（４）自転車販売店等で「自転車許可願」にある**≪整備項目≫**の点検を受けること。

ただし、ＴＳマーク取得の場合はＴＳマーク専用の整備項目となるため、上記**≪整備項目≫**は

該当しない。

（５）ヘルメット着用の努力義務が課されていることを十分理解して運転すること。

（６）着用できるレインウェアが用意されていること。

（７）両足スタンドを装着すること。特殊なハンドル・ハブステップの装着をしないこと。

（８）自転車通学において許可できない事案が生じた場合は許可を取り消すことがある。

【自転車通学に関する規程】

（１）指定された場所に駐輪し、必ず施錠する。施錠は２ロックを推奨する。

（２）並進・二人乗り・一時停止違反等をしない。

（３）携帯音楽プレーヤーで音楽を聴きながら、情報通信機器等の操作をしながらの運転はしな

い。（2024年11月1日より罰則が強化）

（４）危険な運転、又はそれを誘発する行為をしない。

４　原則卒業式後まで二輪・四輪運転免許を取得しない。

５　卒業後まで家族以外の二輪に同乗しない。

６　四輪自動車の免許取得に関しては、以下に示す【自動車学校入校条件】を満たす者に許可する。

また許可された者は、【自動車学校通学に関する規程】を順守する。規程に反した場合は、許可

を停止、又は取り消すことがある。

【自動車学校入校許可条件】

（１）本校にて生徒保健課免許指導担当教員からの説明会に参加する。

（２）「自動車学校通学許可願」が提出されている。

（３）許可願がＨＲ担任、学年主任、生徒保健課免許指導担当、生徒指導主事、教頭、副校長、　校長が受理し、通学許可証の交付を完了している。

（４）卒業の見込みがあり、かつ、卒業後の進路が決定もしくは内定している。

【自動車学校通学に関する規程】

１　就職希望者

（１）３年生の就職希望者は、２学期期末テスト最終日以降、入校の手続きをとる事ができる。

ただし、２月以降の家庭学習に入るまでは放課後のみとし、自動車学校への通学を理由とする

本校の授業における遅刻や欠席は認めない。

（２）定期テスト１週間前からテスト最終日前日まで、また２月の登校日は自動車学校への通学は禁

止とする。

２　進学内定者

（１）１月の学年末テスト最終日以降に入校の手続きをとる事ができる。

３　その他留意事項

1. 自動車学校を卒業しても、免許取得の学科試験の受験は本校卒業式後とする。また合宿制など、短期集中受講による取得は許可しない。

（２）３年次に問題行動で指導を受けた者は、冬季休業終了まで入校を禁止とする。

（３）入校許可以降に問題行動を起こした場合、及び学年末において卒業認定の単位が満たされない

場合は、教務研修課及び生徒保健課の特別指導が終了するまで通学を禁止とする。

（４）入校許可期間に成績不振科目又は出席不良科目を有する者は通学を禁止とする。

　　　ア　禁止期間は、成績会議日の翌日から再試験結果が決定（成績会議）する日までとする。

　　　イ　成績不振科目又は出席不良科目を残した場合は次の通りとする。

　 　(ア)　成績不振者指導及び補充指導を優先させる。

　　　　(イ)　卒業の見込みが立たない場合は引き続き通学を禁止とする。

第６章　部活動

部活動は、本会員の主体的な心を育むために特設された活動機関である。

１　部活動の登録及び転部について

1. 本会員は、1年次は、1学期末まで、部活動に所属しなければならない。入部の際、「部活動登録届」を部活動顧問に提出し、自発的に活動する。原則として複数登録は認めない。
2. 所属する部での活動が、やむを得ず継続できなくなった場合は、転部及び退部を認める。ただ

し、「部活動変更届」を提出し、所属部活動顧問、転部希望先部活動顧問及び生徒保健

課の承諾を得なければならない。転部及び退部可能の時期は１年次２学期以降とする。

２　各部活動は、部活動顧問の承認を得て、部員の互選により部長・副部長を置くものとする。

３　各部活動は、必要に応じて部費を徴収し、特別会計を設けることができる。ただし、年度末に会

計報告を、保護者等及び校長へ提出しなければならない。

４　部活動の新設については、以下の条件を満たした場合、同好者の中から責任者を１名選び、

「同好会新設願」を生徒会本部に提議し、生徒(保健)課会議、職員会議及び生徒総会の承認を経

て活動が認められる。活動実績が認められた場合、その翌年度から部活動に昇格できる。また、

同好会には生徒会予算を充てない。

（１）教育的活動であること。

（２）既存する部の活動を妨げない活動場所を有すること。

（３）部員数が５人以上、かつ、団体競技は編成が組める最低人数が集まること。

（４）指導にあたる顧問がいること。

５　部活動の休部及び廃部については、以下のいずれかに該当する場合、生徒会本部、生徒(保健)

課会議及び職員会議の承認を経て決定する。

1. 活動に著しく支障をきたす人数になった場合、及び団体競技においては編成が組める最低

人数が集まる見通しが立たない場合

（２）半年にわたり意欲的な活動が行われていない場合

（３）著しく学校の名誉を傷つける問題行動が生じた場合

（４）上記以外で、活動を継続するのに極めて困難な状況であると判断された場合

第７章　選挙年齢引き下げに伴う対応

１　用語定義

（１）選挙運動

　　　特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として投票を得又は得させるために直接又

は間接に必要かつ有利な行為をすること。（18歳の誕生日の前日以降可能）

（２）政治的活動（選挙運動を除く）

　　　特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又はこれに反対

することを目的として行われる行為であって、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為

をすること。

（３）投票運動

　　　特定の住民投票について特定の投票結果となることを目的として投票を得又は得させるため

に直接または間接に必要かつ有利な行為をすること。

２　授業、生徒会活動、部活動等、学校の教育活動の場を利用した選挙運動や政治的活動について

は、すべて禁止する。

３　教育活動以外の場における学校の構内での選挙運動や政治的活動については、円滑な学校施設

管理や生徒の学習活動への支障、学校の政治的中立性の確保への支障等が生じるおそれがある

場合は、制限又は禁止する。

４　放課後や休日等に学校の校外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、判

断し行うこととする。ただし、違法、暴力的又はそのおそれが高い場合や、学校生活に支障を

及ぼす場合には、制限又は禁止する。

５　禁止事項の例

（１）公職選挙法に触れる行為等

　　　届出前の選挙運動、飲食物の提供、買収、電子メールでの選挙運動（年齢に関係ない）、特定

の政党に悪質な誹謗・中傷をネット上への書き込み

（２）学校の校内での選挙運動や政治的活動

　　　特定の施策や政党を支持または反対する集会や会合、暴力的な行為が予想される集会等、特

定の候補者の当選が有利になるようなチラシ等の配付

**第２編 生徒会会則**

第１章　総則

（名称）

第１条　本会は、静岡県立浜松江之島高等学校生徒会と称する。

（組織）

第２条　本会は、本校に在学する全生徒（以下会員という）をもって組織し、本校の教職員を顧問

とする。

（目的）

第３条　本会は、会員各自が個としての資質を高めるとともに、会員相互の理解と協調によって明

るく心豊かな学校づくりに寄与し、あわせて良き社会人としての素養をみがくことを目的

とする。

（諸活動）

第４条　本会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。

　（１）会員の親睦をはかる行事

　（２）学校行事への参画

　（３）ホームルーム活動との連携

　（４）部活動への助成

　（５）本校を代表する選手の応援

　（６）その他本会の目的達成のために必要な活動

（承認）

第５条　本会の活動は、すべて学校長の承認を要する。

第２章　機関

（諸機関）

第６条　本会に次の機関を置く。

（１）生徒総会

（２）生徒評議会

（３）ホームルーム会議

（４）本部

（５）専門委員会

（６）特別委員会

（７）選挙管理委員会

（８）部長会

第３章　本部役員

（本部役員）

第７条　本会に次の役員を置き、本部役員と称する。

　（１）会　長　　　１名

（２）副会長　　　１名

　（３）書　記　　　若干名

　（４）会　計　　　若干名

　（５）広　報　　　若干名

（本部役員の任務）

第８条　本務役員の任務は、次のとおりとする。

（１）会長は、本会の活動を総括する。

（２）副会長は、会長を補佐し、会長が任務を遂行できないときは、その任務を代行する。

（３）書記は、本会の活動を記録し、文書類の管理をするとともに、諸行事の企画立案・

資料作りを担当する。

（４）会計は、本会の会計事務を掌る。

（５）広報は、本会の広報活動にあたる。

（本部役員の選出）

第９条　本部役員の選出は、次のとおりとする。

（１） 会長、副会長は、全会員の中から選挙によって選出する。

（２） 書記、会計、広報は、会長が副会長と協議して会員の中から選任する。

（３） 会員は、本部役員がその任務を果たさなかったときは、これを解任することができる。

（４） 本部役員は、ホームルーム委員または各専門委員を原則兼ねることはできない。

（本部役員の任期）

第10条　本部役員の任期は、次のとおりである。

（１）本部役員の任期は６カ月とし、前期は１月から６月まで、後期は７月から12月まで

とする。ただし、次期役員が決定するまでは、その任務を果たさなければならない。

（２） 本部役員に欠員が生じた場合には、その後任を補充することができる。

第４章　生徒総会

（生徒総会の構成）

第11条　生徒総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。

（機能）

第12条　生徒総会は、次の権能を有する。

（１） 本部役員の信任（承認）

（２） 予算、決算の承認

（３） 会則、細則等の制定及び改廃の承認

（４） 生徒評議会において総会の承認を要すると認めた事項の承認

（５） その他重要事項の承認

（生徒総会の議長団）

第13条　生徒総会の議長団は、生徒評議会の議長、副議長、書記が就任するものとする。

（生徒総会の招集）

第14条　生徒総会は、会長が召集し、各期１回及び次の場合に臨時に開催することができる。

（１） 会長が必要と認めた場合

（２） 生徒評議会から要請があった場合

（３） 過半数のホームルームから要請があった場合

（生徒総会の成立）

第15条　生徒総会は、全会員の３分の２以上の出席を得て成立し、その議決には出席者の過半数の

賛成を要するものとする。

第５章　生徒評議会

（生徒評議会の構成）

第16条　生徒評議会は、総会に次ぐ議決機関であり、各ホームルームより２名ずつ選出されたホー

ムルーム委員（以下評議員という）をもって構成する。

（機能）

第17条　生徒評議会は、次の権能を有する。

（１） 予算、決算の審議

（２） 会則、細則等の審議

（３） 本部より提案された案件の審議

（４） 生徒総会に提案すべき案件の審議

（５） その他本会の活動に必要な事項の審議

（生徒評議会の議長団）

第18条　議長、副議長、書記は、評議員の互選によって選任する。ただし、同一ホームルームより

２名を選任してはならない。

（生徒評議会の招集）

第19条　生徒評議会は、次の場合に議長が招集する。

（１） 会長から要請があった場合

（２） 過半数のホームルームから要請があった場合

（生徒評議会の成立）

第20条　生徒評議会は、評議員の３分の２以上の出席を得て成立し、その議決には出席した評議員

の過半数の賛成を要するものとする。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

（本部役員の任務）

第21条　本部役員は、生徒評議会に出席しなければならない。また、必要に応じてその他の会員の

出席を求めることができる。

（評議員の任期）

第22条　評議員の任期は６ヶ月とし、前期は４月から９月まで、後期は10月から３月までとする。

第６章　ホームルーム会議

（構成）

第23条　ホームルーム会議は、ホームルームごとに構成する。

（目的）

第24条　ホームルーム会議は、生徒評議会から下部討議に付せられた案件を討議するとともに、

本会の活動単位として生徒評議会に提案すべき案件を審議する機関である。

（議長団）

第25条　ホームルーム会議の議長団は、ホームルーム委員が就任する。

（成立）

第26条　ホームルーム会議は、構成員の３分の２以上の出席を得て成立し、議決を要する場合は

出席者の過半数を要するものとする。

第７章　本部

（目的）

第27条　本部は、生徒評議会又は生徒総会の承認を得て、会務の執行にあたる機関である。

（本部の構成）

第28条　本部は、第７条に定めた本部役員である会長、副会長、書記、会計、広報をもって構成

する。

（会務の執行）

第29条　本部役員は、第８条のとおり分担した任務を遂行するとともに、連帯して会務の執行に

あたる。

（会務の分担）

第30条　本部は、会務の執行にあたり、各専門委員会及び直属機関に会務の分担をさせることが

できる。

第８章　専門委員会

（各専門委員会）

第31条　本会に次の専門委員会を置き、それぞれに会務の分担をさせる。

１　生活委員会（半期）　　：校内生活の向上や、奉仕活動につとめる。

２　体育委員会（通年）　　：スポーツの振興と校内体育行事の運営にかかわる。

３　保健委員会（通年）　　：保健室との連絡を密にして、保健衛生に関することを担当する。

４　整備委員会（通年）　　：校内の清掃美化に関することを担当する。

５　図書委員会（通年）　　：図書館の運営にかかわる。

６　交通安全委員会（半期）：交通安全に関する啓蒙活動を担当する。

７　放送委員会（通年）　　：学校行事等における放送に関わる業務を担当する。

８　選挙管理委員会（半期）：生徒会役員選挙における運営に関わる業務を担当する。

９　防災委員会（通年）　　：校内の安全な環境の整備等、危機管理に関わる業務を担当する。

（専門委員会の構成）

第32条　各専門委員会は、各ホームルームより２名ずつ選出された委員をもって構成する。ただし

放送委員会は１、２年の各ホームルーム１名とする。

２　各専門委員は、ホームルーム委員および他の専門委員を兼ねることはできない。

（役員）

第33条　各専門委員会は、委員の互選によって委員長１名、副委員長１名、書記１名を選出する。

（各専門委員長の責務）

第34条　各専門委員長は、当該委員会を統括して、本部役員を補佐する。

２ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が任務を遂行できない時はその任務を代行する。

３ 書記は、当該委員会の活動記録、書類の保管にあたる。

（各専門委員の任期）

第35条　各専門委員の任期は、第22条を準用する。

第９章　特別委員会

（特別委員会の設置）

第36条　本部は、会務執行上の必要に応じて特別委員会を置くことができる。

（特別委員会の構成）

第37条　特別委員会は、必要な人数をもって構成し、その任務の終了をもって任期を終えるもの

とする。

（特別委員会の役員）

第38条　特別委員会の委員長、副委員長、書記は、会長の指名によるものとする。

（特別委員会の役員の任務）

第39条　特別委員会の委員長、副委員長、書記の任務は、第34条を準用する。

第１０章　選挙管理委員会

（選挙管理委員会の設置）

第40条　本会は、会長並びに副会長の選挙に関する事務を担当する機関として、選挙管理委員会

を置く。

（選挙規程）

第41条　選挙に関する事項は、選挙規程にこれを定める。

第１１章　部活動

（目的）

第42条　各部の活動については、別に定める部に関する規定に従って、自主的かつ明朗な運営を

図るものとする。

（部長会）

第43条　部長会では次の事項を協議する。

各部の部長は、部長会に出席、次の事項を協議する。

（１） 活動計画の調整

（２） 部活動助成に関する事項

（３） その他部活動上の諸問題

部長が出席できないときは、副部長がこれに代わって出席する。

（部長会の主宰）

第44条　部長会は、会長が主宰する。

（部長会の招集）

第45条　部長会は、次の場合に会長が招集する。

（１）会長が必要と認めた場合

（２）過半数の部から要請があった場合

（部会）

第46条　部長会は、次の部会を置くことができる。

（１） 文化部会

（２） 体育部会

第１２章　会計

（会計の方法）

第47条　本会の会計は、全会員の納入する生徒会費及びその他の収入によってまかなう。

（予算の成立）

第48条　本会の予算は、これを本部会計が作成し、生徒評議会の審議を経て生徒総会の承認を

得て成立する。

（決算の承認）

第49条　本会の決算は、本部会計がこれを行い、生徒評議会の審議を経て、生徒総会の承認を

得るものとする。

（会計事務）

第50条　本会の会計事務は、本部会計、生徒会顧問、教頭、副校長を経て、校長の決裁のもと

に執行しなければならない。ただし、現金の出納は事務長に委嘱する。

（会計年度）

第51条　本会の会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月31日までとする。

第１３章　会則の改正

第52条　本会則の改正は、生徒会本部の発議に基づき生徒総会において会員の３分の２以上

の賛成をもって成立し、校長がこれを承認したとき有効とする

付則

（会則の改廃）

１ 本会則の改廃は、生徒評議会の３分の２以上の賛成を得て発議し、全会員の投票に

より過半数の賛成を要する。

（細則の制定）

２ 本会の活動に必要ある場合は、細則等を制定して施行することができる。

（施行期日）

３ この会則は、令和６年４月１日から施行する。

**第３編 選挙管理委員会細則**

　　　第１章　総則

（目的）

1. この規則は、生徒会会則にもとづいて、生徒会の会長または副会長の選挙、及び解職

または辞任を、会員の自由な意思によって公正に行うために定める。

（選挙管理委員会の設立）

第２条　生徒会会則第40条によって選挙管理委員会を設ける。

（生徒会長等の選挙及び解職・辞任）

第３条　会長又は副会長の選挙、及び解職又は辞任に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。

（生徒会長等選挙）

第４条　会長または副会長の選挙は、立候補による総選挙制とする。

第２章　選挙管理員会

（選挙管理委員会の構成）

第５条　選挙管理委員会は、各ホームルームより１名ずつ選出された委員（以下選挙管理委員と

いう）によって構成される。

（任期）

第６条　選挙管理委員の任期は、生徒会会則第22条を準用する。

（選挙管理委員の責務）

第７条　選挙管理委員は、投票権行使以外の選挙運動をしてはならない。

選挙管理委員が立候補する場合は、その所属ホームルームから、代わりの選挙管理委員

を補充しなければならない。

（役員）

第８条 選挙管理委員会は、委員の互選により、次の役員を選出する。

（１） 委員長１名

（２） 副委員長１名

（３） 書記１名

２ 前項の役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 委員長選挙管理委員会の活動を総括する。

(2) 委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその任務を代行する。

(3) 書記会議その他の委員会の活動に関する記録をとり、書類の保管にあたる。

（公示）

第９条　選挙管理委員会は、選挙の期日を少なくとも10日前に公示しなければならない。

第３章　選挙権・被選挙権

（選挙権）

第10条　全会員は、選挙権を有する。

（投票）

第11条　会員が選挙の当日に投票できなかった場合は、これを棄権とみなす。

（被選挙権）

第12条　全会員は、被選挙権を有する。ただし、３年生は、後期の会長及び副会長の被選挙

権を有しない。

第４章　候補者

（立候補者の届け出）

第13条　立候補しようとする者は、当該選挙の公示があった日から５日以内に所定の文書に

よって選挙管理委員会に届け出なければならない。

２ 前項の文書には、立候補者の署名及び２名の責任者の署名を必要とする。

（候補者の推薦及び投票の延期）

第14条　立候補届出締切日までに立候補者がなかった場合は、生徒評議会において候補者を推薦しなければならない。

２ 前項の処置を取る場合に限り、選挙管理委員会は投票日を延期することができる。ただし、延期する日数は、選挙管理委員会が必要と認めた期間とする。

（立候補の辞退）

第15条　立候補を辞退する場合は、文書によって選挙管理委員会に届け出なければならない。

第５章　選挙運動

（選挙運動）

第16条　選挙運動は、当該選挙の投票日の前日まで行うことができる。

（運動員）

第17条　選挙運動は、候補者と責任者及び選挙管理委員会に届け出た若干名の運動員でなければ、これを行うことはできない。

（選挙に要する物品）

第18条　選挙に要する物品は選挙管理委員会から支給するものとし、個人の負担は認めない。

（選挙運動の条件）

第19条　選挙運動に際しては、次の事項は選挙管理委員会の指示に従わなければならない。

（１） 候補者の意見発表に関すること

（２） ポスターの枚数及びその掲示場所

（３） その他、選挙管理委員会が特に指示すること

２ 選挙運動に際しては、次の事項は禁止する。

（１） 選挙運動を校外で行うこと

（２） 買収・強要を伴う投票を依頼すること

（３） 指定外の文書活動及び放送設備を利用すること

（４） 授業に支障をきたす運動をすること

（５） 本校の生徒会会員以外の者による運動をすること

（６） 選挙運動の妨害をすること

（７） その他、選挙管理委員会が特に指示すること

（違反）

第20条　前条の規定に違反した者については、選挙管理委員会が、その処置を決定する。

第６章　投票

（投票）

第21条　選挙は、投票によって行う。

（投票の方法）

第22条　投票は、すべて選挙管理委員会の指示する方法による。

（投票用紙）

第23条　投票用紙の様式は、選挙管理委員会がこれを定める。

第７章　開票

（開票）

第24条　開票は、選挙管理委員会が、立候補の責任者の立ち会いのもとに、これを行う。

（無効）

第25条　次の投票は、無効とする。

(1) 正規の用紙を用いないもの。

(2) 指示された記入方法によらないもの。

(3) 候補者の氏名の他に、他事を記載したもの。

ただし、敬称又は所属ホームルーム名等を付記したものは、この限りではない。

（開票の参観）

第26条　会員は、開票の参観を求めることができる。ただし、候補者は除くものとする。

第８章　当選者

（会長選挙の当選者）

第27条　会長選挙においては、有効投票数の過半数を得た者をもって当選者とする。

２ 得票数が有効投票数の過半数に満たない場合には、得票数が上位の者２名について再投票

を行う。

（副会長候補の当選者）

第28条　副会長選挙においては、有効投票数の過半数を得た者をもって当選者とする。

２ 得票数が有効投票数の過半数に満たない場合には、得票数が上位の者２名について再投票

を行う。

（信任投票）

第29条　候補者の数が定数である場合は、信任投票を行う。

２ この場合において、候補者は有効投票数の過半数の信任を得なければならない。

（公表）

第30条　開票の結果は、選挙管理委員長の責任において公表しなければならない。

第９章　解職

（会長又は副会長の解職の請求）

第31条　会員は、選挙管理委員会に対して、会長又は副会長の解職を請求できる。

２ 前項の請求は、文書によってこれを行い、全会員の３分の１以上の者の署名及び責任者１

名の署名を要するものとする。

（解職の公表）

第32条　前条の請求があった場合は、選挙管理委員会は、直ちに署名の真偽を確認してこれ

を公表しなければならない。

２ 選挙管理委員会は前項の公表をした日より、７日以内に信任投票を行わなければならない。

（会長又は副会長の解職）

第33条　会長又は副会長の解職は、投票において全会員の過半数の賛成を得なければならな

い。

（会長の解職の成立）

第34条　会長の解職が成立した場合は、本部は解散しなければならない。ただし、残された

任期が２カ月に満たない場合には、本部は解散せず副会長が会長の任務を代行する。

２ 会長及び副会長の解職が同時に成立した場合は、残された任期のいかんにかかわらず、本

部は解散しなければならない。

（本部解散後の選挙公示）

第35条　本部が解散した場合には、選挙管理委員会は、７日以内に選挙を公示しなければな

らない。

（副会長の解職の成立）

第36条　副会長の解職が成立した場合は、選挙管理委員会は、７日以内に選挙を公示しなけれ

　　　　ばならない。ただし、残された任期が２カ月に満たない場合は、会長がその任務を兼

務する。

第１０章　辞任

（会長又は副会長の辞任）

第37条　会長又は副会長が辞任したい場合は、文書によって選挙管理委員会に願い出なければ

ならない。

（公表と代行者の決定）

第38条　選挙管理委員会は、会長又は副会長の辞任願を受理した場合には、直ちにこれを全会

　　　　員に公表しなければならない。

２ この場合、本部は７日以内にその任務の代行者を決定し、生徒評議会の承認を得なければな

らない。

第１１章　異議の申し立て

（異議の申し立て）

第39条　候補者又はその責任者は、投票日の翌日までに、選挙管理委員会に対して、選挙に関す

る事項について、異議の申し立てを行うことができる。

（決定事項の連絡）

第40条　選挙管理委員会は、異議の申し立てがあった場合には、すみやかに処理決定して異議の

申し立てを行った者に対して、決定事項を連絡しなければならない。

付則

（非常事態の発生の場合）

１ 会長及び副会長の選挙実施上、予期しない問題又は事態が生じた場合は、選挙管理委員

会が判断し、かつ処理する。

（選挙規則の改廃）

２ この選挙規則の改廃は、生徒評議会の審議を経て、生徒総会の承認を要する。

（施行期日）

３ この規則は、昭和59年９月16日から施行する。

（施行期日）

４ この規則は、平成25年４月１日から施行する。

（施行期日）

５ この規則は、令和５年４月１日から施行する。